

令和5年度

# 第1回五泉市国民健康保険運営協議会

## 参考資料

	頁
1. 五泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表	1
2. 五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表	2
3. 国民健康保険税の収納状況	11
4. 療養諸費及び高額療養費の推移	12
5. 被保険者数の推移	13
6. 平均被保険者数と一人当たり療養諸費等の推移	14
7. 疾病中分類（130項目）別の件数、費用額の上位5疾病	15
8. 決算状況調べ・基金状況調べ	17





五泉市国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第4条 (略) (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に 対し、<u>48万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康 保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があ ると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2千円を上 限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第13条 (略)</p>	<p>第1条～第4条 (略) (出産育児一時金)</p> <p>第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に 対し、<u>40万8千円</u>を支給する。ただし、市長が健康 保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条の規定を勘案し、必要があ ると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2千円を上 限として加算するものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第6条～第13条 (略)</p>

五泉市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

新	旧
<p>第1条・第2条 (略) (課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>22万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>22万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条～第14条の6及び第14条の7 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合</p>	<p>第1条・第2条 (略) (課税額)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>20万円</u>を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、<u>20万円</u>とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>第4条～第14条の6及び第14条の7 (略)</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第15条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>20万円</u>を超える場合には、<u>20万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>17万円</u>を超える場合には、<u>17万円</u>)の合算額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合</p>

<p>算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合）にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,550円</p> <p>(イ) 特定世帯 6,775円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 10,163円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,900円</p> <p>エ 削除</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,850円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合</p>	<p>算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合）にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,550円</p> <p>(イ) 特定世帯 6,775円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 10,163円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,900円</p> <p>エ 削除</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,850円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合</p>	<p>算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合）にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,550円</p> <p>(イ) 特定世帯 6,775円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 10,163円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,900円</p> <p>エ 削除</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,850円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合</p>	<p>算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合）にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 10,400円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 13,550円</p> <p>(イ) 特定世帯 6,775円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 10,163円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 5,900円</p> <p>エ 削除</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第2条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について 6,850円</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合</p>
--	--	---	---

<p>合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について</p> <p>4,160円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,420円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,710円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 4,065円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について 2,360円</p> <p>エ 削除</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について</p> <p>2,740円</p> <p>2 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p>	<p>合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき53万5千円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について</p> <p>4,160円</p> <p>イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,420円</p> <p>(イ) 特定世帯 2,710円</p> <p>(ウ) 特定継続世帯 4,065円</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。)</p> <p>1人について 2,360円</p> <p>エ 削除</p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第2条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について</p> <p>2,740円</p> <p>2 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>第15条の2 (略)</p> <p>(特例対象被保険者等に係る申告)</p>
---	---

<p>第15条の3 (略)</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>第16条～第21条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>第15条の3 (略)</p> <p>2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）<u>又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）</u>の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。</p> <p>第16条～第21条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p>
<p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第15条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</u></p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び<u>第15条第1項の規定の適用については、第</u></p>	<p>(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>5 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における<u>第15条第1項の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。</u></p> <p>(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び<u>第15条の規定の適用については、第</u></p>

4 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第314条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第 1 5 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 4 条、第 6 条の 2、第 7 条及び第15条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 第 1 項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額( )とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額( )と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第15条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第 4 項に規定する長期

は、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第314条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第15条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第 4 項の譲渡所得を有する場合における第 4 条、第 6 条の 2、第 7 条及び第15条の規定の適用については、第 4 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第34条第 1 項、第34条の 2 第 1 項、第34条の 3 第 1 項、第35条第 1 項、第35条の 2 第 1 項、第35条の 3 第 1 項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第 1 項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額( )とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額( )と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第 4 項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第15条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第 4 項に規定す



<p>譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>る長期譲渡所得の金額」とする。</p> <p>(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
<p>8 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>	<p>8 (略)</p> <p>(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等</p>	<p>10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式</p>

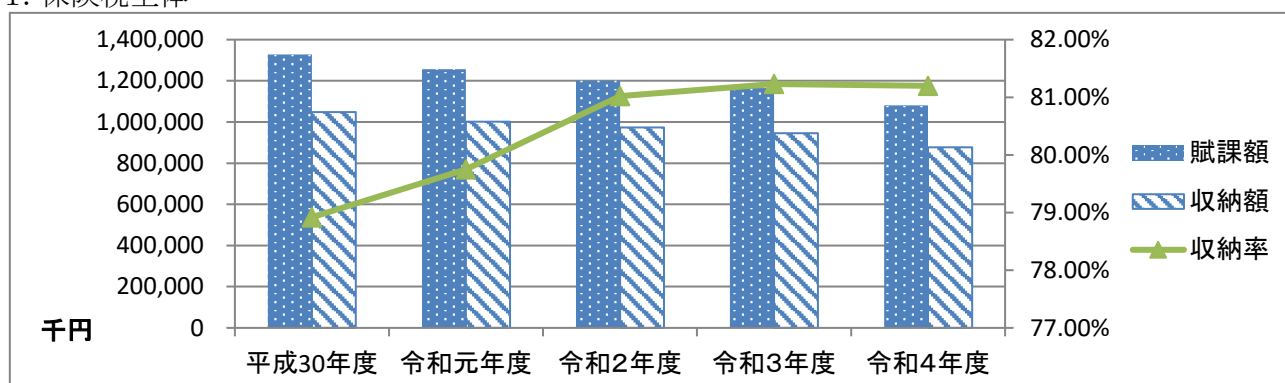
<p>に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p> <p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>式等に係る譲渡所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。</p>
<p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p> <p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。</p>
<p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合には、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、</p>	<p>(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合には、第4条、第6条の2、第7条及び第15条第1項の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは、「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と</p>

<p>第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>13・14 (略)</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」とあり、第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>	<p>と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。</p> <p>13・14 (略)</p> <p>(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p> <p>15 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」とあり、第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。</p> <p>(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)</p>
---	---

<p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合には、第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>17～19 (略)</p>	<p>16 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所屬者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合には、第4条、第6条の2、第7条及び第15条の規定の適用については、第4条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第15条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。</p> <p>17～19 (略)</p>
---	---

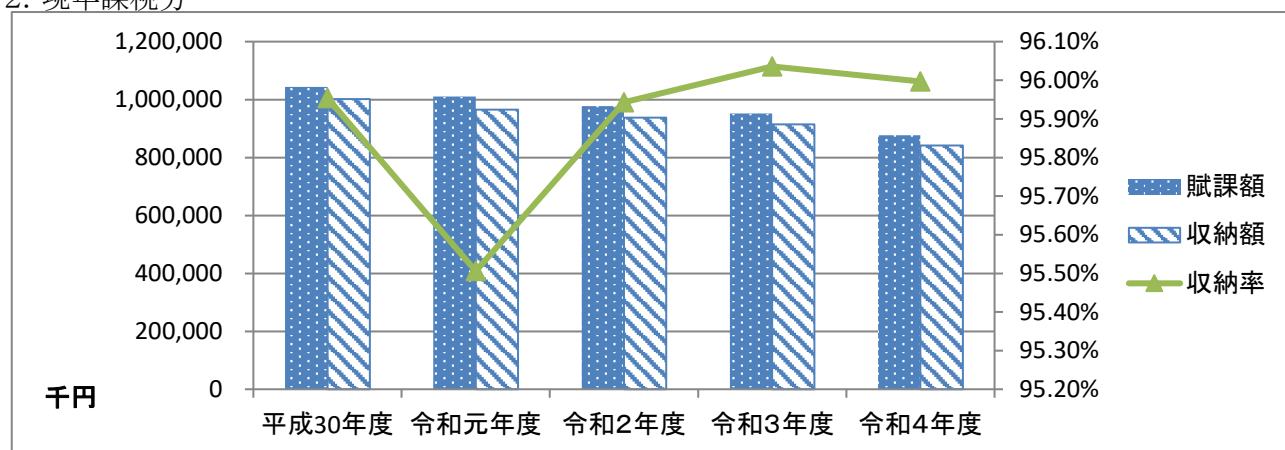
## 国民健康保険税の収納状況

### 1. 保険税全体



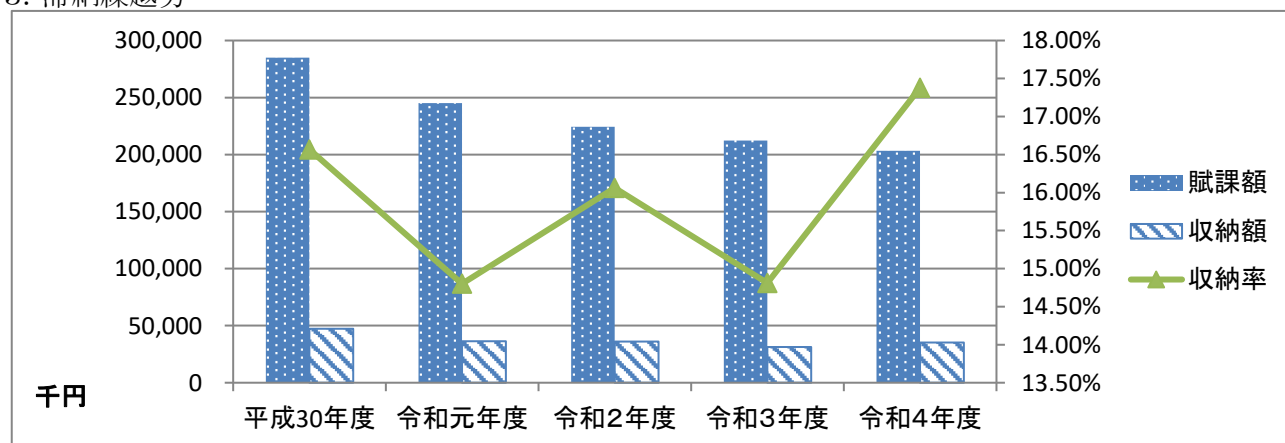
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
賦課額	1,328,540,685円	1,256,116,609円	1,201,256,612円	1,164,650,300円	1,080,433,252円
収納額	1,048,466,717円	1,001,756,272円	973,257,526円	946,046,432円	877,298,832円
収納率	78.92%	79.75%	81.02%	81.23%	81.20%

### 2. 現年課税分



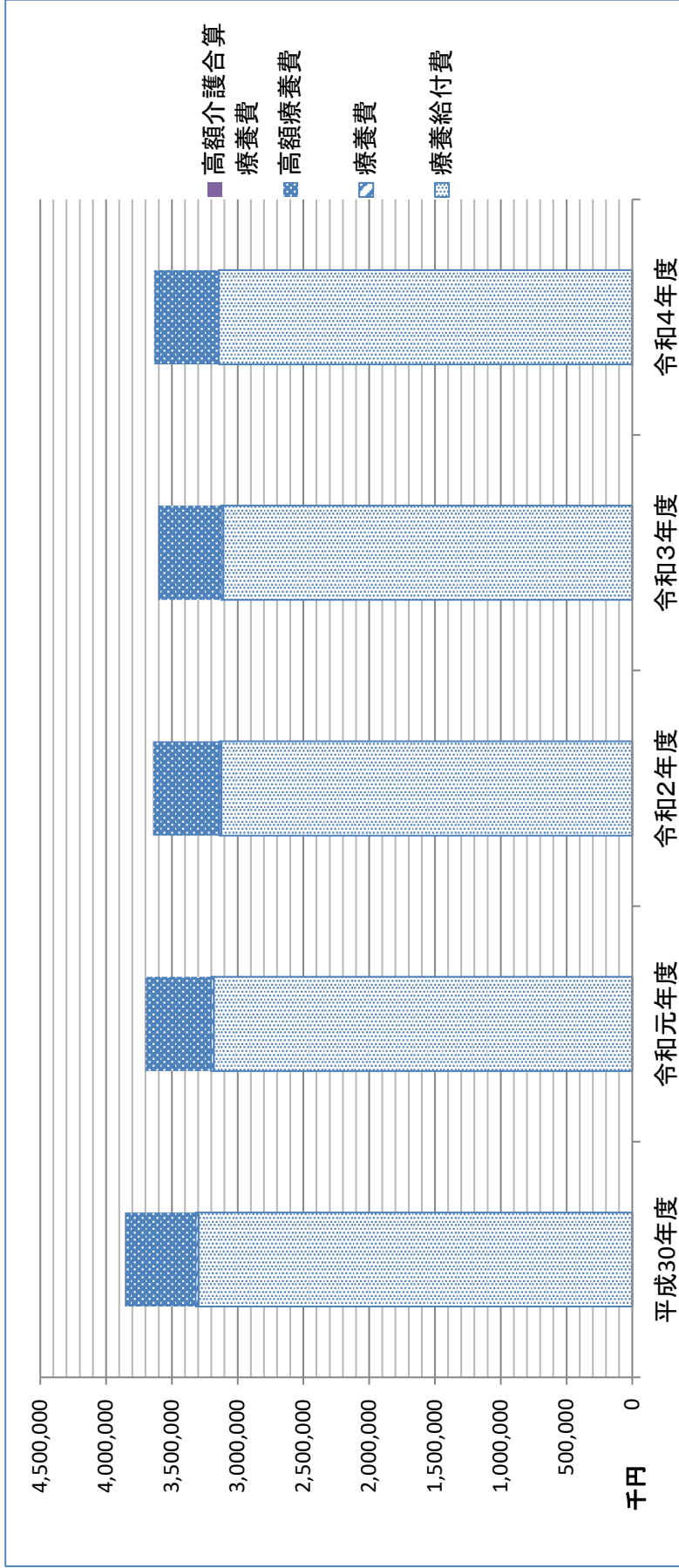
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
賦課額	1,043,456,800円	1,010,890,800円	976,848,000円	952,354,400円	877,057,900円
収納額	1,001,233,922円	965,460,084円	937,215,624円	914,600,292円	841,950,753円
収納率	95.95%	95.51%	95.94%	96.04%	96.00%

### 3. 滞納繰越分



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
賦課額	285,083,885円	245,225,809円	224,408,612円	212,295,900円	203,375,352円
収納額	47,232,795円	36,296,188円	36,041,902円	31,446,140円	35,348,079円
収納率	16.57%	14.80%	16.06%	14.81%	17.38%

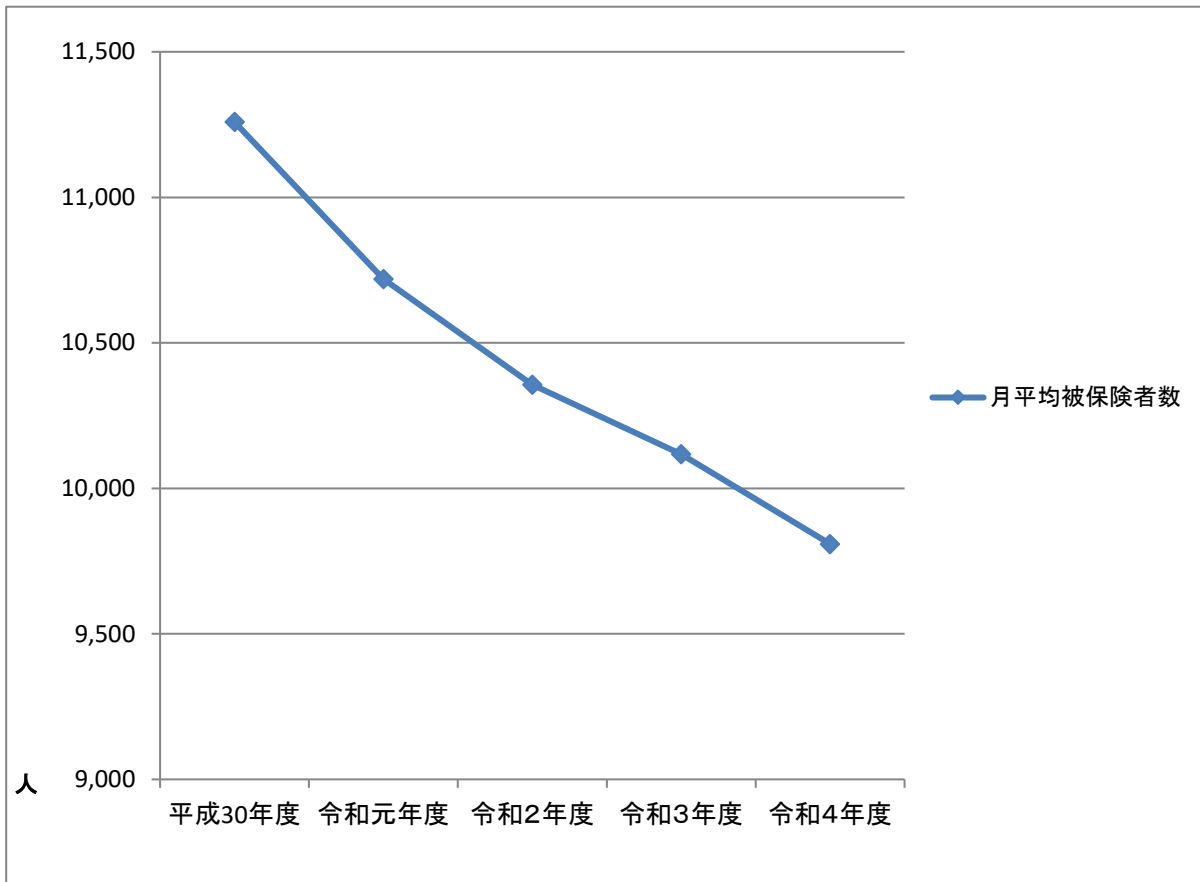
## 療養諸費及び高額療養費の推移



単位:円【決算書より】

項目 年度	療養給付費		療養費		高額療養費		高額介護合算療養費		合計	
	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比	前年度比
平成30年度	100.3%	107.9%	101.3%	101.3%	55.1%	133,099	55.1%	3,854,725,882	100.5%	
令和元年度	96.5%	96.8%	93.0%	93.0%	51.2%	694,282	51.2%	3,700,075,293	96.0%	
令和2年度	98.2%	76.0%	100.9%	100.9%	94.0%	355,725	94.0%	3,640,785,646	98.4%	
令和3年度	99.5%	107.6%	95.3%	95.3%	168.3%	334,416	168.3%	3,603,962,786	99.0%	
令和4年度	101.1%	92.7%	102.9%	102.9%		562,788		3,650,999,508	101.3%	

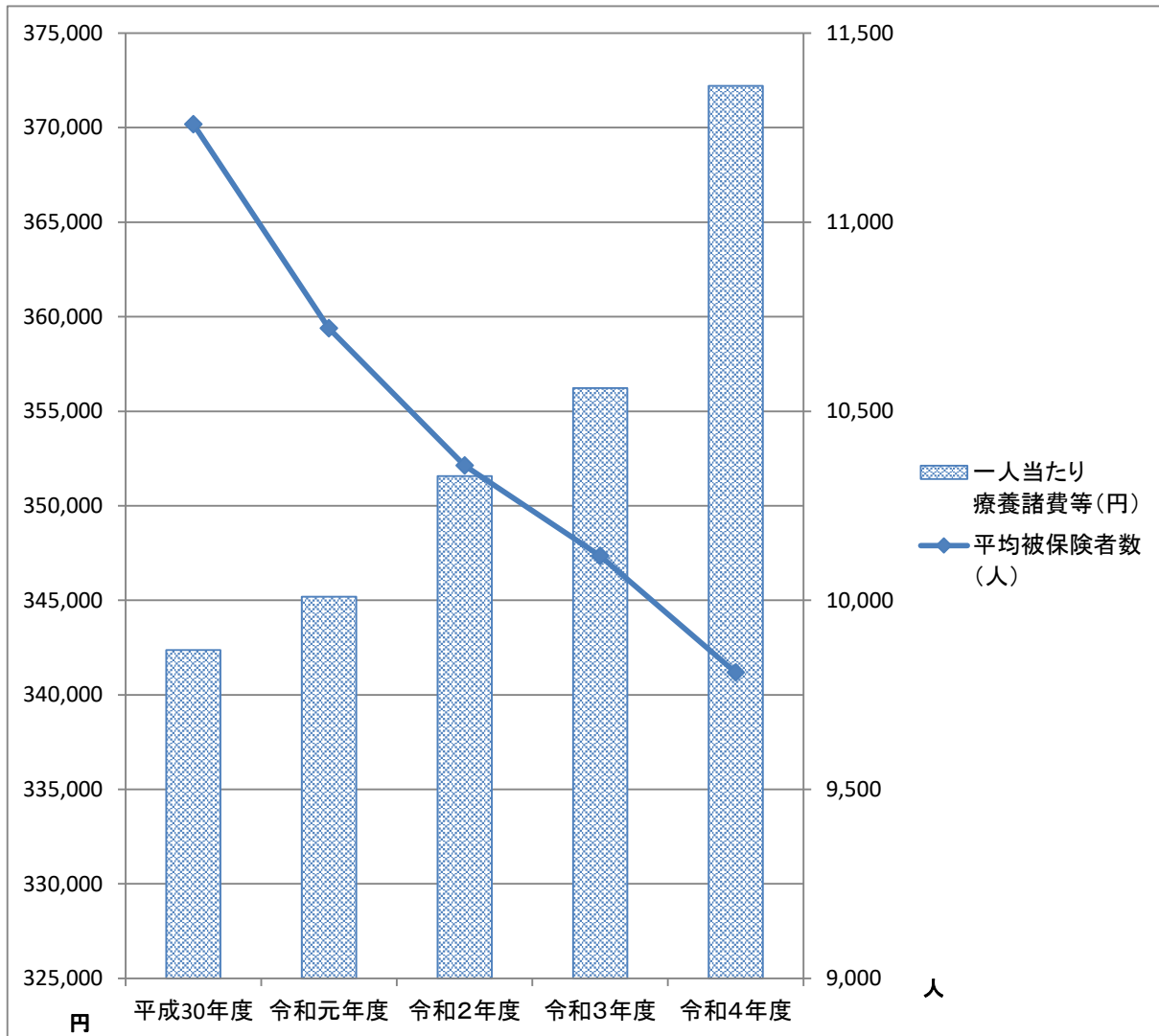
## 被保険者数の推移



単位:人

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
3月	11,487	10,910	10,413	10,161	9,970
4月	11,583	10,968	10,521	10,258	10,078
5月	11,416	10,892	10,498	10,215	10,016
6月	11,339	10,827	10,449	10,191	9,980
7月	11,357	10,768	10,403	10,158	9,925
8月	11,263	10,717	10,363	10,123	9,888
9月	11,234	10,676	10,328	10,082	9,864
10月	11,153	10,638	10,286	10,069	9,720
11月	11,111	10,600	10,242	10,026	9,612
12月	11,096	10,602	10,262	10,054	9,590
1月	11,088	10,561	10,265	10,049	9,560
2月	10,980	10,468	10,248	10,019	9,503
年間被保険者数	135,107	128,627	124,278	121,405	117,706
月平均被保険者数	11,259	10,719	10,356	10,117	9,809
前年度比 (月平均被保険者数)	95.6%	95.2%	96.6%	97.7%	97.0%

## 平均被保険者数と一人当たり療養諸費等の推移



	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
療養諸費等 (円)	3,854,725,882	3,700,075,293	3,640,785,646	3,603,962,786	3,650,999,508
平均被保険者数 (人)	11,259	10,719	10,356	10,117	9,809
一人当たり療養諸費等 (円)	342,368	345,188	351,563	356,228	372,209
対前年度比 (一人当たり療養諸費等)	105.1%	100.8%	101.8%	101.3%	104.5%

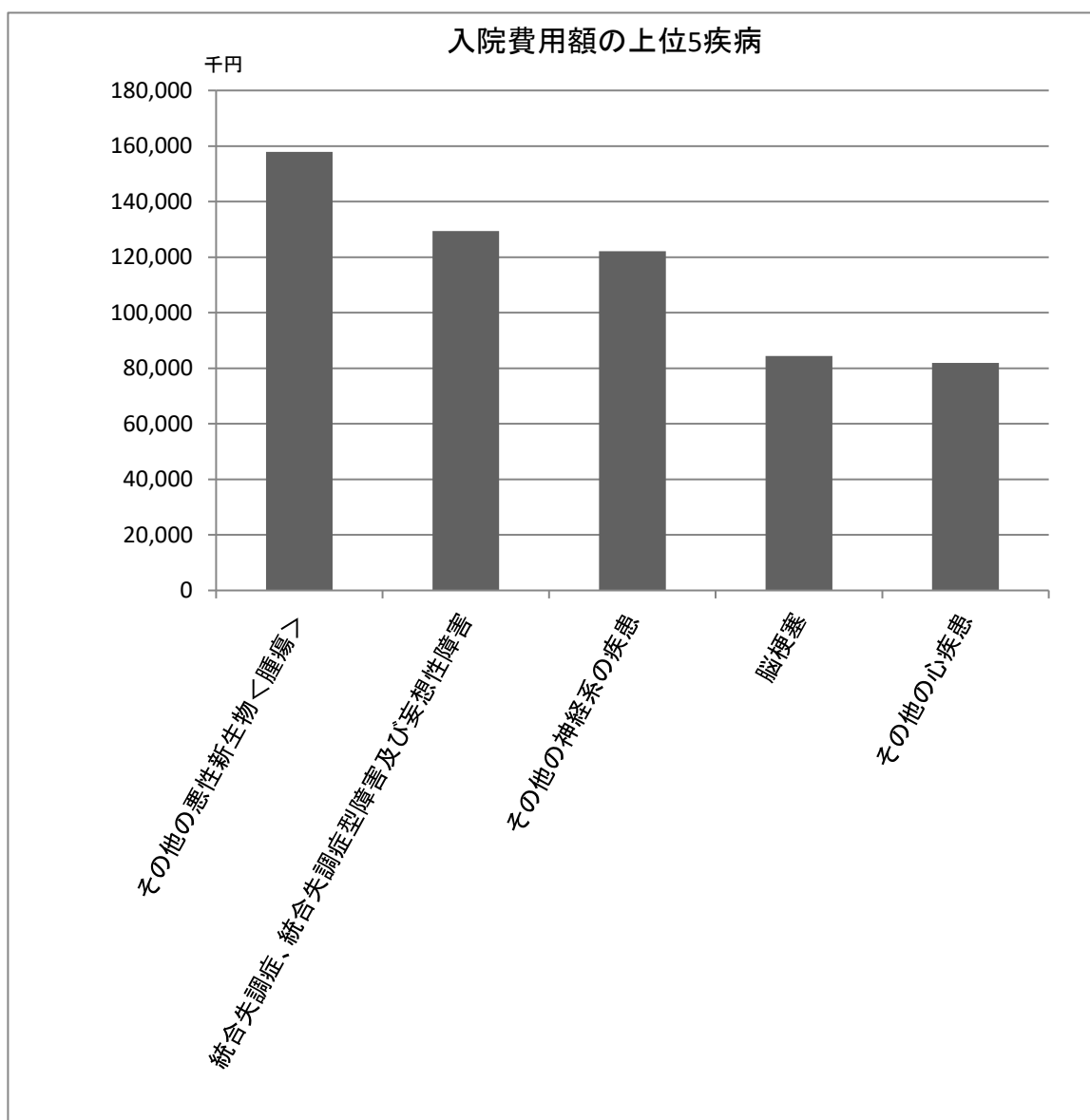


## 疾病中分類（130項目）別の件数、費用額の上位5疾病

### 1. 入院の件数、費用額の上位5疾病とその割合

件 数			
順位	疾病分類項目	件数	割合
1	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	346	12.2%
2	その他の神経系の疾患	231	8.2%
3	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	216	7.6%
4	その他の消化器系の疾患	113	4.0%
5	脳梗塞	110	3.9%

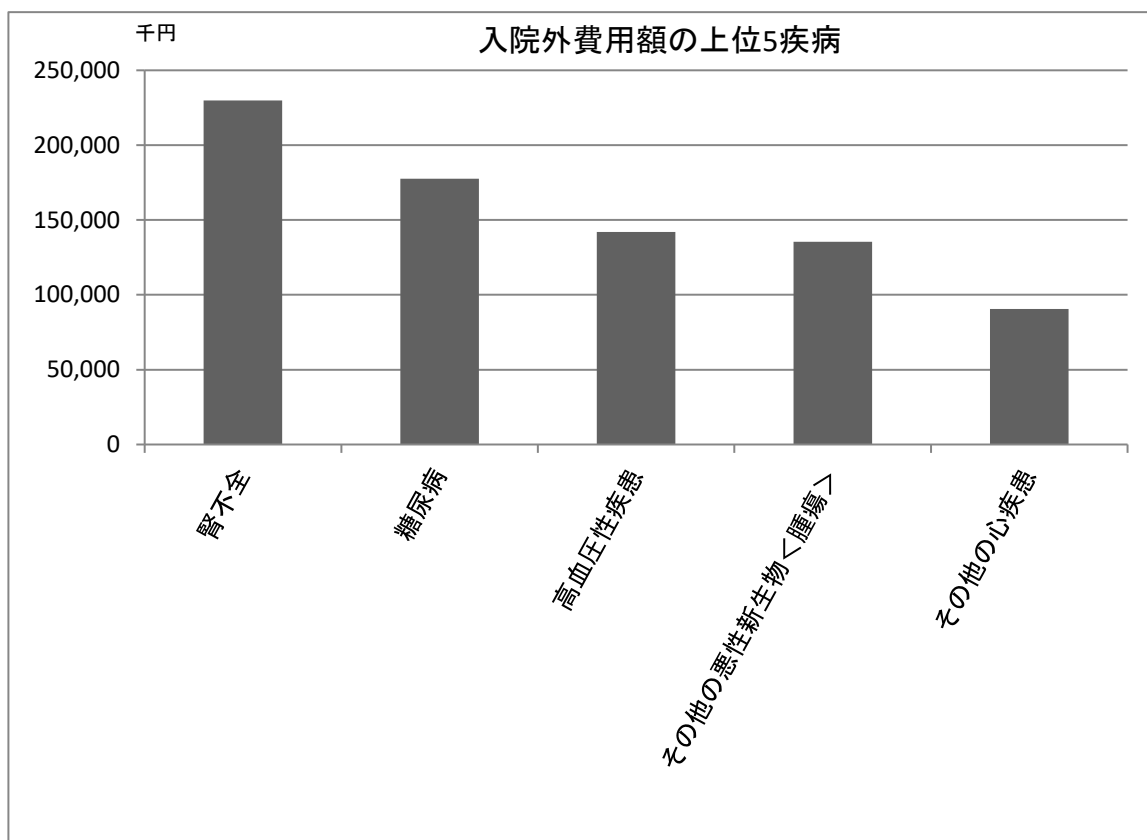
費用額			
順位	疾病分類項目	費用額(円)	割合
1	その他の悪性新生物＜腫瘍＞	157,876,490	9.5%
2	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	129,372,070	7.8%
3	その他の神経系の疾患	122,075,420	7.3%
4	脳梗塞	84,396,880	5.1%
5	その他の心疾患	81,924,580	4.9%



## 2. 入院外の件数、費用額の上位5疾病とその割合

件 数			
順位	疾病分類項目	件数	割合
1	高血圧性疾患	12,050	13.4%
2	脂質異常症	7,423	8.3%
3	糖尿病	7,068	7.9%
4	その他の眼及び付属器の疾患	5,473	6.1%
5	その他の心疾患	2,863	3.2%

費用額			
順位	疾病分類項目	費用額(円)	割合
1	腎不全	229,865,920	11.0%
2	糖尿病	177,627,700	8.5%
3	高血圧性疾患	141,969,760	6.8%
4	その他の悪性新生物<腫瘍>	135,438,790	6.5%
5	その他の心疾患	90,563,700	4.3%



## 決算状況調べ

	税率改定				税率改定												単位:円
	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度					
歳入・歳出当初予算額	5,702,652,000	5,826,663,000	6,205,213,000	6,215,232,000	6,770,632,000	6,617,124,000	6,474,841,000	5,246,855,000	5,454,270,000	5,619,985,000	5,228,776,000	5,047,757,000					
歳入決算額	5,689,509,985	5,897,299,586	5,932,173,791	5,881,515,729	6,334,174,377	6,290,623,858	6,320,878,097	5,646,283,555	5,623,418,949	5,307,326,138	5,192,454,339	5,120,991,806					
歳出決算額	5,769,432,854	5,897,299,080	5,832,166,608	5,880,516,097	6,334,173,495	6,290,623,821	6,164,987,125	5,294,037,120	5,504,547,534	5,232,713,489	5,135,505,083	5,020,889,050					
繰越明許	0	0	0	999,000	0	0	0	0	0	0	0	0					

繰越金	0	506	100,007,183	632	882	37	155,890,972	352,246,435	118,871,415	74,612,649	56,949,256	100,102,756
-----	---	-----	-------------	-----	-----	----	-------------	-------------	-------------	------------	------------	-------------

翌年度歳入繰上充用金	7,922,869	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法定外繰入金	0	105,295,000	0	33,263,000	17,574,000	16,251,000	0	0	0	0	0	0

## 基金状況調べ

基金積立金繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
積立額	156	130	130	130	130	60	51	51	30,002,537	260,005,133	317,008,500	61,012,075
年度末基金保有額	522,208	522,338	522,468	522,598	522,728	522,788	522,839	522,890	30,525,427	290,530,560	607,539,060	668,551,135

※基金保有額については、3月31日現在で集計しております。